

京情審答申第78号  
平成24年3月30日

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年8月10日付け3教山第1449号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年7月4日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年11月14日から平成22年1月16日までの間の教諭の不適切な生徒指導に係る城陽中学校、北城陽中学校、西城陽中学校、東城陽中学校から山城教育局への全ての報告文書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対し、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、別紙のとおり公文書（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、平成23年7月19日、条例第10条第1項の規定により別紙のとおり公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分決定通知書を送付した。
- 3 平成23年8月1日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記部分公開決定処分のうち別紙に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成23年8月10日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求は文書を特定し、期間を指定し、事象名及び中学校を特定しての請求であるので、当該中学校がなく、対象文書が存在しない場合、「不存在」の処分をすべきもので、行政手続上の瑕疵があると思われる。

本件請求に該当する学校及び文書が存在し、公開される以上、学校に関連する事項を非公開処分にするには、妥当性に欠けると考えられる。

京都府山城教育局の教員の事象問題に関しては、過去に公開されている項目であり、公開例及び非公開例の精査を願いたい。

今回の非公開処分は、情報公開の判断の公平公正に疑念を抱かせるのみならず、府政への信頼性を損ねかねない。

請求権者の情報アクセスの基本に係ることであるので、以上の理由で異議申立てを行う。

## 1 他の情報との組合せ

他の教育情報は、社会的ニーズの要請に忠えているにすぎず、その他の情報、特に城陽市教育委員会の本件公開情報を理由として、府の非公開情報の妥当性を主張することは適切ではなく、自治権を侵害するに等しい主張であり、条例は非公開に対しその理由根拠を与えるために制定しているわけではなく、ましてや他の情報を統制するために制定しているとは思えない。他の情報を敷衍拡大することは、本来の条例の目的及び主旨を没却せしめることとなる。

国、市、報道、警察情報等は、それぞれの法令や規定に基づき運営実施されている。それらの開示情報を組み合わせることにより、当該生徒が特定されるとの実施機関の主張であるが、城陽市教育委員会の開示情報については、城陽市議会において教育委員会答弁は個人が特定されることはない、と明確に答弁している。したがって、実施機関の主張は、当たらない。実施機関の理由は社会的要請に忠えることなく、他の情報と組み合わせることにより非公開条項に該当すると主張し、他の情報を取り出して問題をすり替えようとしているにすぎない。

## 2 本件処分の争点

異議申立項目が府情報公開条例第6条第1号に該当するか否かである。

本件申立ては、教諭の不適切な指導（以下「本件事象」という。）に係る報告書で、当該学校長が職務として作成し、教育委員会に報告した文書である。その内容は本件事象の報告であり、校長自身を原因とするプライベートな報告ではない。当該生徒や教諭、更には、経過状況に係る非公開には一切異議申立てを行っていない。京都府教育委員会の主張は、学校名及び校長名が判ると当該生徒が特定される、との理由であるが、その理由には飛躍があり、蓋然性及び具体性の伴わない理由であり、極めて抽象的であると言わなければならない。行政処分である以上、その理由には明確性及び厳格性が求められると考えられる。

実施機関は、城陽市が城陽市の情報公開条例に基づき部分公開した文書を取り寄せて、その正当性を主張しているが、なぜそういうやり方をしたのかというと、城陽市教育委員会から統括指導主事が府に行っているが、同じ仕事をしてきた仲間がこの事象の担当をしている者で、その学校で問題の担当教諭と校長も一緒に仕事をやっていたので、そういう

仲間が規律の問題に関与しても、冷静な判断ができない。これが教育委員会の現状である。情報公開ということ言えば、学校長、学校名、学校の住所、そこで行った行事が、プライバシーに該当するのかどうかということが問題なのである。これは、最初から学校を守らなければならないという考えが先行したために、こういう異常な処分になったと思っている。情報公開というのは実施機関の都合のよい情報だけを公開すればよいという趣旨で行われているわけではない。あくまでも非公開に該当するかどうか公正中立な判断をもって運用してもらわないといけない。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 学校名及び学校の特定につながる事項を非公開にする妥当性について

実施機関としては、異議申立てのあった学校名等の情報について、条例第6条第1号に該当するため非公開としたものである。同号で非公開情報とされている「個人に関する情報」とは、「個人が特定されうるもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定義されている。

「情報公開事務の手引き」によると、「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報は当然含まれ、また、何人も公開請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれているものと解するとされている。

本件事案は、城陽市立学校に関するものであったため、実施機関から城陽市教育委員会に対して、当該文書に係る情報公開の状況について照会したところ、城陽市教育委員会では、本件と同じ文書を平成23年3月30日に部分公開していた。

また、その部分公開されていた文書の公開箇所の中に、個人の特定につながる重要な情報の一部があり、その情報は既に平成22年6月13日付け新聞で報道されていた。

このことは、実施機関が公開する情報と照合することにより、個人を特定することにつながる「他の情報」が相当程度公開されていたということであり、それに加えて学校名を実施機関が公開すると、当該文書に記載された個人が特定される可能性が極めて高いと判断した。よって、

実施機関としては、学校名及び学校の特定につながる学校の住所、校長名、校長印の印影及び特定を容易なものとする修学旅行の宿泊数を非公開とする必要があった。

さらに、城陽市教育委員会が公開した文書では、当該生徒の家庭状況に関するデリケートな情報も公開されており、もし個人が特定されたならば、そのような情報を含む広範なプライバシーに関する情報が知られてしまうことになる。

実施機関としては、情報公開の実施に当たって、条例の理念を尊重し、制度の的確な運用に努めると同時に、条例の前文にある「個人のプライバシーの保護に最大限の配慮」に努めている。

個人のプライバシーは、情報が一旦漏れると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがある。また、最近では公開された文書がインターネットで公開されるようなことも容易に想定されることから、その損害は甚大になる可能性があり、情報公開の実施に当たっては、児童生徒のプライバシーの保護に慎重な配慮が必要と考えている。

したがって、実施機関としては、学校名を4校列記した請求である今回の請求については、生徒個人が特定されることのないよう、学校名のほか、学校名を特定できる学校の住所、校長名、校長印の印影及び特定を容易なものとする修学旅行の宿泊数を非公開にしたものである。

## 2 過去の類似の事例についての実施機関の判断との対比について

異議申立人は、異議申立ての理由において、京都府山城教育局に提出された教員の問題事象についての過去の公開・非公開例について精査願いたい旨を述べているので、これについての実施機関の見解を述べる。

現在把握している直近5年間で異議申立人から山城教育局に対して、教員の問題事象についての報告書等に対する公開請求については、以下のとおりである。

### (1) 平成18年4月7日付け請求

#### ア 請求件名

17年度城陽市の小中学校の教職員の問題事象に係る文書  
山城教育局保管分、学校教育課保管分 ただし山城教育局保管分と重複するものは省く。

#### イ 対象文書の主な内容

教諭の体罰についての報告書

#### ウ 学校名に関する情報の公開の有無について

学校名に関する情報については公開している。

当該の問題事象は学校内で発生したものであり、直接目撃している生徒も多数いたと考えられるので、個人の特定につながる問

題事象の概要を非公開とした。そのため、学校名に関する情報を公開しても生徒個人が特定されるおそれはないと判断したものである。

(2) 平成22年3月23日付け請求について

ア 請求件名

城陽市立学校に係るUSBメモリーの紛失について

イ 対象文書の主な内容

小学校講師のUSBメモリーの紛失についての報告書

ウ 学校名に関する情報の公開の有無について

学校名に関する情報は公開している。

当該事案については、城陽市立学校教職員のサービスを監督し、学校の管理運営をつかさどる城陽市教育委員会が、既に学校名を公表しており、平成22年3月6日付けの新聞で学校名を含めて報道された事実があるとともに、生徒個人が特定される事案ではないため、学校名については公開している。

(3) 平成23年5月31日付け請求について

ア 請求件名

府南部中学校の教務主任に係るセクハラ事象に対する当該学校長から山城教育局へ提出された報告書

イ 対象文書の主な内容

当該学校長から提出された事実経過報告書

ウ 学校名に関する情報の公開の有無について

学校名に関する情報は公開していない。

当該事案については、京都府教育委員会が平成23年5月26日に当該教員を懲戒処分し、事象の概要を公表したが、被害対象となった者の特定につながるため、学校名に関する情報は公開しなかった。

(4) 平成23年8月1日付け請求について

ア 請求件名

城陽市立中学校でテスト回答用紙廃棄に係る報告書

イ 対象文書の主な内容

城陽市立中学校でのテストの廃棄についての報告書

ウ 学校名に関する情報の公開の有無について

学校名に関する情報は公開している。

当該事案については、城陽市立学校教職員のサービスを監督し、学校の管理運営をつかさどる城陽市教育委員会が、既に学校名を公表しており、平成22年7月9日付けの新聞で学校名を含め廃棄に至った内容が詳細に報道された事実があるとともに、生徒個人が特定される事案ではないため、学校名については公開している。

(5) 本件事案との比較

これまでの事案では、次のような原則に基づき対応した。

- (ア) 教職員個人のみのもので、事由により生じた問題事象であって、当該事象に児童生徒や保護者等の個人情報が含まれていない場合は、学校名に関する情報を公開する。
- (イ) 当該事象による被害対象者が存在する場合は、被害対象者の個人に関する情報を保護するため、その時々々の事案の状況を踏まえ、学校名に関する情報を公開するか否かの判断を行う。
- (ウ) 生徒指導に起因して生じた教員の問題事象については、生徒の個人に関する情報を保護するため、その時々々の事案の状況を踏まえ、学校名に関する情報を公開するか否かの判断を行う。

(1)の事案は、(ウ)に該当する。

このケースでは、事象の概要に関する情報を(1)のウで述べたとおり非公開としており、また、城陽市教育委員会による情報公開のような状況がなく、その点が本件事案と異なる。

したがって、(1)の事案は、学校名を公開しても、生徒個人が特定されることがないため公開した。

(2)及び(4)の事案は、(ア)に該当する。

(3)の事案は、(イ)に該当する。

学校名に関する情報を公開することにより、他の情報と照合すれば被害対象者が特定されることから、その個人に関する情報を保護するため、学校名を非公開とした。

条例第6条第1号で規定されている個人が特定され得るものには、その情報だけでは個人を特定することはできないが、他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含んでいる。

「照合の対象となる『他の情報』の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要である。」と京都府の「情報公開事務の手引」に解説されているとおり、実施機関としては、(5)の(ア)から(ウ)までの原則に基づき個別に適切に判断しており、形式的に以前は学校名に関する情報を公開したから、今回も公開しないのはおかしいとの批判は当たらないものとする。

#### 4 結論

以上述べたとおり、実施機関としては、制度の的確な運用を行っており、「本件事案については、異議申立人が異議を申立てた部分につき、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。」との答申を求める。

### 第6 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、条例第6条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、城陽市立中学校の教諭が行った不適切な生徒指導に係る事象及び事情聴取結果についての学校長から城陽市教育委員会並びに城陽市教育委員会から京都府山城教育局への報告書、措置協議及び措置についての報告書である。

### (2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。



(3) 条例第6条第1号該当性について

異議申立人は、実施機関が「学校名、学校の住所、校長名、校長印の印影及び修学旅行の宿泊数」が公開されると当該生徒が特定されるとして本件処分を行ったことに対し、その理由には飛躍があり、蓋然性及び具体性が伴わず、きわめて抽象的であると主張する。しかしながら実施機関が主張するように、既に当該公文書が城陽市において部分公開されており、実施機関が本件処分に関する部分を公開すると、情報を照合することにより当該公文書に記載された個人が特定される可能性が高いと認められる。よって、条例第6条第1号に該当する。

また、異議申立人は、城陽市において公開された情報により、府の非公開情報の妥当性を主張することが適切でないと主張するが、同一の公文書が既に公開されている場合において、個人のプライバシー保護に最大限の配慮を行う観点から、既に公開されている情報も考慮し非公開部分を判断せざるを得ないものと考えられる。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

<別紙>

特定した公文書	決定内容	非公開部部の概要	異議申立部分
<p>◆「教職員に係る問題事象について」 （平成 22 年 6 月 23 日付け 2 城学第 692 号）</p> <p>◆「教諭の不適切な指導について(報告)」(平成 22 年 6 月 16 日)</p> <p>◆「教諭の不適切な指導に係る事情聴取について (報告)」(平成 22 年 8 月 2 日付け 2 城学第 905 号)</p> <p>◆「教諭の不適切な指導に係る措置協議について」(平成 22 年 8 月 17 日付け 2 城第 953 号)</p> <p>◆「教諭の不適切な指導に関わる措置報告について」(平成 22 年 8 月 27 日付け 2 城第 993 号)</p>	<p>部分公開</p>	<p>学校名、学校の住所、校長名、校長の私印印影、校長の印影、学校の規模、該当教諭の氏名、該当教諭の私印印影、性別、生年月日、年齢、経歴・勤務歴、担当科目名、生徒の氏名、イニシャル、学年、学級、保護者名、住所、生年月日、修学旅行の宿泊数、事象の発生場所、教諭の電話相手、該当生徒の学校における具体的な行動内容等個人の特定期のおそれがあるもの</p> <p>【条例第 6 条第 1 号該当】</p>	<p>学校名、学校の住所、校長名、校長印の印影及び修学旅行の宿泊数</p>

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 8月10日	諮問書の受理
平成23年 8月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 9月20日	異議申立人の意見書の受理
平成23年12月26日	第1回審査会
平成24年 1月17日	第2回審査会
平成24年 2月20日	第3回審査会
平成24年 3月30日	答 申